

契約書添付仕様書

(必要なものに○印をつける)

※ 土木、建築工事関係

○ 土木工事共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

建築物解体工事共通仕様書

木造建築工事標準仕様書

○ 特記仕様の場合

（建設現場における快適トイレ設置特記仕様書）

※ 業務委託関係

測量作業共通仕様書

用地調査等共通仕様書

工損調査共通仕様書

地質・土質調査共通仕様書

土木設計業務等共通仕様書

特記仕様の場合

()

建設現場における快適トイレ設置特記仕様書

第1条 目的

本特記仕様書は、静岡県道路公社が発注する工事において快適に利用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置するための必要事項を定め、建設現場を男女ともに働きやすい環境を整備するとともに、女性・若手技術者の担い手確保の一翼を担うことを目的とする。

第2条 適用

本特記仕様書は、静岡県道路公社が発注する平成30年度伊豆中央道北江間橋上部工事に適用する。

第3条 標準仕様

快適トイレの標準仕様は、下記の（1）及び（2）を全て満たすものとし、（3）については装備していればより快適になるものとして定める。

（1）トイレに求める機能

- ①洋式便座
- ②水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置を含む）
- ③臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る）
- ④容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（容易に開かないことを製造者が説明できるもの）
- ⑤照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置場設備機能（耐荷重5kg 以上）

（2）付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨サンタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

（3）推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬擬音装置
- ⑭フィッティングボード
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調節が可能な設備
- ⑰小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

第4条 費用算出

快適トイレは、当初契約以降、受注者からの協議により設置可能とする。また、詳細な運用については、下記の項目（1）～（4）により定める。

（1）積算方法

発注者は、共通仮設費（営繕費）の積上げ項目として45,000円/基・月を上限に、男女別に設置した場合は2基まで費用計上を可能とし、従前より共通仮設費率（営繕費）に含まれていた和式トイレとの差額を計上する。

（2）費用算定方法

発注者は、原則として受注者がメーカーなどから受領した領収書の写し等を提出し、発注者はそれを根拠資料とし、設計変更する。また、協議時の単価根拠資料は、受注業者からの見積書とする。

（3）協議方法

受注者は、快適トイレの仕様等が明記された書類及び見積書を協議書に添付し、設置予定期間及び設置費用の総額を明記した協議書を発注者に提出し協議する。

（4）使用実績の確認方法

- ・ 受注者は、別紙-2「快適トイレ設置報告書」（以下、「報告書」）に必要事項を記入し、報告書を工事完成時に完成図書に添付し提出する。併せて、工事日報に快適トイレの設置日と撤去日を記載する。
- ・ 発注者は、工事期間中に快適トイレの設置状況を適宜確認する。

第5条 その他

- ・ 工事途中において、疑義が生じた場合には速やかに受発注者間で協議し、方針を決定するものとする。
- ・ 快適トイレは、快適トイレ設置場所周辺の安全が確保されていることを前提に現場付近を訪れる一般県民の利用も可能とし、受注者は積極的な利用促進に努めるものとする。
- ・ 受注者の責により工期を延長した期間や工事の一時中止期間については、快適トイレの設置期間に含まないものとする。
- ・ 快適トイレの推進を図ることを目的とした調査が実施された場合は、受発注者ともに協力する。

快適トイレ設置報告書

事務所名	〇〇事務所	
工事名	平成〇〇年 〇〇道路 〇〇工事	
設置期間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日 (〇日間)	
製品名/メーカー名		
費用 (実際に支出した費用)	[円/月]	総額： 円
仕様	例：特記仕様書で定める①～⑩	

【設置状況写真】